



平成 27 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 藤 森 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 布 山 英 士
(コード番号 7917 東証第 1 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 門 管 掌
吉野彰志郎
T E L 03-6381-4211

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 12 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様への利益還元と株主資本利益率の向上を最重要課題の一つと位置付けており、利益の配分については、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本とし、業績の進展状況に応じて、配当性向・株主資本配当率等を勘案して実行しております。また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

かかる状況下、平成 27 年 8 月上旬、当社の第 2 位の株主である有限会社キャド（以下「キャド」といいます。本日現在の保有株式数：854,500 株、当社の発行済株式総数 19,267,760 株に対する保有株式数の割合（以下「保有割合」といいます。）：4.43%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じとします。))より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、キャドは、当社代表取締役会長である藤森明彦が取締役を務め、藤森明彦及びその近親者が議決権の 100%を保有する資産管理会社です。

これを受けて、当社は、一時的にまとまった株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響を鑑みて、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を平成 27 年 9 月中旬から開始しました。その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上へとつながり、かかる自己株式の取得は株主の皆様への利益還元に資すると判断するに至りました。自己株式の具体的な取得方法としては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断しました。また、本公開買付けにおける買付け等の

価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するにあたっては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。さらに、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益に配慮し、当社は、資産の社外流出を極力抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが妥当であると判断しました。なお、ディスカウント率については、他社が過去に実施した自己株式の公開買付けの事例を参考にしました。また、本公開買付けの決済に要する資金については、自己資金を充当する予定ですが、当社の平成27年9月30日現在の連結ベースの現金及び預金の残高が4,276百万円あること、さらに事業から生みだされるキャッシュ・フローについても今後蓄積していくことが見込まれるため、本公開買付け後も、当社の財務の健全性や安定性を維持できるものと考えております。

上記の検討を踏まえ、当社は、平成27年10月中旬に、キャドに対して、市場価格に対して一定のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、キャドの保有株式の一部である130,000株（保有割合：0.67%）を応募する旨の回答を得ました。それを受けて、当社において再度検討した後、平成27年11月上旬に本公開買付けの具体的な条件についてキャドと協議し、当社は、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成27年11月12日の前営業日（平成27年11月11日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値から10%程度ディスカウントした金額を本公開買付価格とすることをキャドに提案しました。その結果、当社は、平成27年11月上旬に、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、キャドより上記条件にて保有株式の一部である130,000株（保有割合：0.67%）を応募する旨の回答を得られました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、平成27年11月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することについて決議しました。なお、本公開買付けは買付予定数の上限を200,000株（当社の発行済株式総数に対する割合にして1.04%）とし、キャド以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するものとしています。なお、当社の代表取締役会長である藤森明彦はキャドの取締役を兼務していることから、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることに鑑み、利益相反を回避し取引の公正性を高める観点から、本公開買付けの諸条件に関する協議・交渉には当社の立場からは参加しておらず、また、上記の取締役会における審議及び決議にも参加しておりません。

なお、当社は、平成27年11月上旬に、キャドより、本公開買付けに応募しないキャド保有の当社普通株式724,500株（保有割合：3.76%）については、キャドが継続的に保有する意向である旨の説明を受けております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	200,100株（上限）	602,301,000円（上限）

（注1）発行済株式総数 19,267,760株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 1.04% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 平成27年11月13日(金曜日)から平成28年1月15日(金曜日)まで

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成27年11月12日(木曜日)
② 公開買付開始公告日	平成27年11月13日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成27年11月13日(金曜日)
④ 買付け等の期間	平成27年11月13日(金曜日)から 平成27年12月11日(金曜日)まで(20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金3,010円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した平成27年11月12日の取締役会決議日の前営業日(平成27年11月11日)の当社普通株式の終値3,340円、並びに同年11月11日までの過去1ヶ月間及び過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値(過去1ヶ月間:3,274円(円未満四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)、過去3ヶ月間:3,229円)を参考にいたしました。

さらに、当社は、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益に配慮し、資産の社外流出を極力抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが妥当であると判断しました。ディスカウント率については、他社が過去に実施した自己株式の公開買付けの事例を参考にしました。

上記の検討を踏まえ、当社は、平成27年10月中旬に、キャドに対して、市場価格に対して一定のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、キャドの保有株式の一部である130,000株(保有割合:0.67%)を応募する旨の回答を得ました。それを受けて、当社において再度検討した後、平成27年11月上旬に本公開買付けの具体的な条件についてキャドと協議し、当社は、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成27年11月12日の前営業日(平成27年11月11日)の東京証券取引所市場第一

部における当社普通株式の終値から 10%程度ディスカウントした金額を本公開買付価格とすることをキャドに提案しました。その結果、当社は、平成 27 年 11 月上旬に、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、キャドより上記条件にて保有株式の一部である 130,000 株（保有割合：0.67%）を応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成 27 年 11 月 12 日開催の取締役会において、本公開買付価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日の前営業日である平成 27 年 11 月 11 日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 3,340 円に対して 9.88%ディスカウントした 3,010 円（円未満四捨五入）とすることを決議しました。

なお、本公開買付価格である 3,010 円は、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 27 年 11 月 12 日の前営業日（平成 27 年 11 月 11 日）の当社普通株式の終値 3,340 円から 9.88%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同年 11 月 11 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 3,274 円から 8.06%、同年 11 月 11 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 3,229 円から 6.78%、それぞれディスカウントした金額となります。

②算定の経緯

当社は、株主の皆様への利益還元と株主資本利益率の向上を最重要課題の一つと位置付けており、利益の配分については、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本とし、業績の進展状況に応じて、配当性向・株主資本配当率等を勘案して実行しております。また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

かかる状況下、平成 27 年 8 月上旬、当社の第 2 位株主であるキャド（本日現在の保有株式数：854,500 株、保有割合：4.43%）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受けて、当社は、一時的にまとまった株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響を鑑みて、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を平成 27 年 9 月中旬から開始しました。その結果、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上へとつながり、かかる自己株式の取得は株主の皆様への利益還元に資すると判断するに至りました。

自己株式の具体的な取得方法としては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断しました。また、本公開買付価格を決定するにあたっては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。さらに、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益に配慮し、当社は、資産の社外流出を極力抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが妥当であると判断しました。なお、ディスカウント率については、他社が過去に実施した自己株式の公開買付けの事例を参考にしました。

上記の検討を踏まえ、当社は、平成 27 年 10 月中旬に、キャドに対して、市場価格に対して一定のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診し

たところ、キャドの保有株式の一部である 130,000 株（保有割合：0.67%）を応募する旨の回答を得ました。それを受けて、当社において再度検討した後、平成 27 年 11 月上旬に本公開買付けの具体的な条件についてキャドと協議し、当社は、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成 27 年 11 月 12 日の前営業日（平成 27 年 11 月 11 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値から 10%程度ディスカウントした金額を本公開買付け価格とすることをキャドに提案しました。その結果、当社は、平成 27 年 11 月上旬に、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、キャドより上記条件にて保有株式の一部である 130,000 株（保有割合：0.67%）を応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成 27 年 11 月 12 日開催の取締役会において、本公開買付け価格を本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日の前営業日である平成 27 年 11 月 11 日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 3,340 円に対して 9.88%ディスカウントした 3,010 円（円未満四捨五入）とすることを決議しました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	200,000 株	一株	200,000 株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数（200,000 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（200,000 株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（100 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

(注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 発行済株式総数に対する割合 1.04%（小数点以下第三位を四捨五入）

(5) 買付け等に要する資金

624,100,000 円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金(602,000,000 円)、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

② 決済の開始日
平成 28 年 1 月 7 日(木曜日)

③ 決済の方法
公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵

送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※)税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ)個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「みなし配当の金額」といいます。)は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。):15.315%、住民税:5%)に相当する金額が源泉徴収されます(非居住者については、住民税は徴収されません。)。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります(国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。)。なお、租税特別措置法第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ)法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%(所得税及び復興特別所得税)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ)外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募するこ

とはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

② 当社は、平成 27 年 11 月上旬に、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、キャドより保有株式の一部である 130,000 株(保有割合:0.67%)を応募する旨の回答を得ております。

また、当社は、キャドより、本公開買付けに応募しないキャド保有の当社普通株式 724,500 株(保有割合:3.76%)については、キャドが継続的に保有する意向である旨の説明を受けております。

(ご参考) 平成 27 年 10 月 31 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	19,162,530 株
自己株式数	105,230 株

以 上